

令和7年12月9日
学 校 職 員 課

教育長臨時代理の報告（幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則）

1 主旨

令和7年特別区人事委員会勧告等に基づく「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い関係規定を整備するため、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」を一部改正する必要が生じた。

本改正は速やかに行う必要があったが、教育委員会を招集するいとまがなかつたため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月28日に決定したので報告する。

2 改正内容

（1）第4条関係第1項【公布日施行及び令和8年4月1日施行】

給与条例の改正に合わせ、一般職員及び管理職員の勤勉手当の支給月数を定める。

		概 要			施行年月日等										
勤勉手当 【第4条第1項第1号及び第2号】		<令和7年度12月期の支給月数> 引上げ分は12月の勤勉手当より割振り			改正規則の公布 の日 令和8年4月1日										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>一般職員</th> <th>管理職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">12月</td><td>1.20月 (0.60月)</td><td>1.375月 (0.6875月)</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">引上げ月数</td><td>0.025月 (0.025月)</td><td>0.025月 (0.025月)</td></tr> </tbody> </table>						一般職員	管理職員	12月		1.20月 (0.60月)	1.375月 (0.6875月)	引上げ月数	
		一般職員	管理職員												
12月		1.20月 (0.60月)	1.375月 (0.6875月)												
引上げ月数		0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)												
() 内は定年前再任用短時間勤務職員															
<令和8年度以降の支給月数> 引上げ分は6月期・12月期に均等に配分															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>一般職員</th> <th>管理職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">6月</td><td>1.1875月 (0.5875月)</td><td>1.3625月 (0.675月)</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">12月</td><td>0.0125月 (0.0125月)</td><td>0.0125月 (0.0125月)</td></tr> </tbody> </table>						一般職員	管理職員	6月		1.1875月 (0.5875月)	1.3625月 (0.675月)	12月		0.0125月 (0.0125月)	0.0125月 (0.0125月)
		一般職員	管理職員												
6月		1.1875月 (0.5875月)	1.3625月 (0.675月)												
12月		0.0125月 (0.0125月)	0.0125月 (0.0125月)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>支給月数</th> <th>引上げ月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td><td>2.375月 (1.175月)</td><td>2.725月 (1.35月)</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">引上げ月数</td><td>0.025月 (0.025月)</td><td>0.025月 (0.025月)</td></tr> </tbody> </table>						支給月数	引上げ月数	合計		2.375月 (1.175月)	2.725月 (1.35月)	引上げ月数	
		支給月数	引上げ月数												
合計		2.375月 (1.175月)	2.725月 (1.35月)												
引上げ月数		0.025月 (0.025月)	0.025月 (0.025月)												
() 内は定年前再任用短時間勤務職員															

（2）別表第2関係【令和7年12月2日施行】

一部の減額事由における減額率を引き上げる旨を定める。

（3）第5条関係第6項【令和8年4月1日施行】

高齢者部分休業及び病気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間30日を超えた場合に限り欠勤日数の算定する旨を定める。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

別表第2の1の部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が9日以上あること。の項中「9日」を「8日」に改め、同部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が7日又は8日あること。の項中「7日又は8日」を「7日」に、「100分の70」を「100分の80」に改め、同部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日又は6日あること。の項中「100分の50」を「100分の60」に改め、同部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。の項中「100分の30」を「100分の40」に改め、同部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。の項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。の項中「100分の5」を「100分の10」に改め、同部法第29条の規定により停職の処分をされたこと。の項中「100分の20」を「100分の50」に改め、同部法第29条の規定により減給の処分をされたこと。の項中「100分の15」を「100分の35」に改め、同部法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。の項中「100分の10」を「100分の20」に改め、同表の2の部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。の項中「100分の20」を「100分の30」に改め、同部私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。の項中「100分の10」を「100分の20」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第5条第6項中「又は子育て部分休暇」を「、子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休

暇により」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第4条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第2の改正規定 令和7年12月2日
- (3) 第2条の規定 令和8年4月1日

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

第1条による改正後	改正前																
<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号 (支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の137.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の68.75</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減額事由</th><th style="text-align: center;">減額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>8日</u>以上あること。</td><td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>7日</u>あること。</td><td style="text-align: center;"><u>100分の80</u></td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 5日</td><td style="text-align: center;"><u>100分の60</u></td></tr> </tbody> </table>	減額事由	減額率	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>8日</u> 以上あること。	<u>100分の100</u>	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>7日</u> あること。	<u>100分の80</u>	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 5日	<u>100分の60</u>	<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号 (支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の117.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の135</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の57.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の66.25</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員以外の職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減額事由</th><th style="text-align: center;">減額率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>9日</u>以上あること。</td><td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>7日</u>又は<u>8日</u>あること。</td><td style="text-align: center;"><u>100分の70</u></td></tr> <tr> <td>私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 5日</td><td style="text-align: center;"><u>100分の50</u></td></tr> </tbody> </table>	減額事由	減額率	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>9日</u> 以上あること。	<u>100分の100</u>	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>7日</u> 又は <u>8日</u> あること。	<u>100分の70</u>	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 5日	<u>100分の50</u>
減額事由	減額率																
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>8日</u> 以上あること。	<u>100分の100</u>																
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>7日</u> あること。	<u>100分の80</u>																
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 5日	<u>100分の60</u>																
減額事由	減額率																
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>9日</u> 以上あること。	<u>100分の100</u>																
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が <u>7日</u> 又は <u>8日</u> あること。	<u>100分の70</u>																
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が 5日	<u>100分の50</u>																

第1条による改正後		改正前	
又は6日あること。		又は6日あること。	
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の40	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の30
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の10
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の5
法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の50	法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の20
法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の35	法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の15
法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の20	法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。	1回につき100分の10
2 条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員			
減額事由	減額率	減額事由	減額率
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日以上あること。	100分の100	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が5日以上あること。	100分の100
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の60	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が4日あること。	100分の60
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の30	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が3日あること。	100分の20
私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の20	私事欠勤等の取扱いを受けた期間が2日あること。	100分の10
法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の75	法第29条の規定により停職の処分をされたこと。	1回につき100分の75
法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の50	法第29条の規定により減給の処分をされたこと。	1回につき100分の50

第1条による改正後	改正前
法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。 1回につき100分の25	法第29条の規定により戒告の処分をされたこと。 1回につき100分の25

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号 (支給割合)</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第18号 (支給割合)</p>
<p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p>	<p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p>
<p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の118.75</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の136.25</u>)</p>	<p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の120</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の137.5</u>)</p>
<p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の67.5</u>)</p>	<p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の68.75</u>)</p>
<p>2・3 (略) (欠勤等日数)</p>	<p>2・3 (略) (欠勤等日数)</p>
<p>第5条 (略) 2~5 (略)</p>	<p>第5条 (略) 2~5 (略)</p>
<p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、<u>子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しな</p>	<p>6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業<u>又は子育て部分休暇</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間(育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇</u>により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>い期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、<u>子育て部分休暇、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業<u>又は子育て部分休暇</u>により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 (略)</p>

附則（令和年月日世教委規則第号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第4条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第2の改正規定 令和7年12月2日
- (3) 第2条の規定 令和8年4月1日